

第390回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年3月10日(木) 9時45分から11時10分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階大会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和4年3月7日(月)
【発送年月日:令和4年3月7日(月)】
4. 公示日 : 令和4年3月7日(月)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : 漁業振興課 市山課長補佐
9. 事務局 : 富永事務局長、大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議題:
 - 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - 第2号議案 区画漁業の免許について(諮問)
 - 第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - 第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)
 - 第5号議案 長崎県資源管理指針の変更について
 - 第6号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について

第390回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日 時：令和4年3月10日（木）9時45分から11時10分

場 所：五島振興局4階大会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第390回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨 拶)
事務局	ありがとうございました。 なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から担当が出席していますのでご紹介します。 漁業振興課の市山課長補佐です。
市山課長補佐	(挨 拶)
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えており、漁業法第145条の規定により、委員会が成立することをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「有川町漁業協同組合委員」と「太田委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「有川町漁業協同組合委員」と「太田委員」にお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許認可に係る制限措置等の公示について（諮問） 第2号議案 区画漁業の免許について（諮問）

第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）
第5号議案 長崎県資源管理指針の変更について
第6号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について
となっております。

事務局 はい。

熊川会長 事務局、どうぞ。

事務局 本日の議案のうち、第3号議案と第4号議案につきましては、関連性が高い内容となっておりますので説明を一括でさせていただき、審議につきましては個別にお願いしたいと考えております。

熊川会長 事務局から、第3号議案と第4号議案については、関連性が高い内容ということで一括で説明し、審議は議案ごとにほしいとのことですが、よろしいですね。

各委員 異議なし。

熊川会長 それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の2ページをご覧下さい。県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。
(諮問文朗読)
(資料説明)
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

熊川会長 ただいま、第1号議案について説明がありました。何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

田端委員 操業区域が文字だけではわかりにくいので、地図をつけてほしい。

- 事務局 今まで添付していなかったので、今後対応を検討したい。
- 熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
- 熊川会長 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 熊川会長 ご異議もないようですので、
第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。
- 熊川会長 次に、第2号議案 区画漁業の免許について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 お手元の資料の5ページをご覧下さい。
県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。
(諮問文朗読)
(資料説明)
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 熊川会長 ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 各委員 (意見、質問等なし)
- 熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。
- 熊川会長 第2号議案 区画漁業の免許について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

- 各委員 異議なし。
- 熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 区画漁業の免許について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。
- 熊川会長 それでは、第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 第3号議案、資料10ページをご覧ください。
県知事から諮問文が届いていますので、朗読いたします。
(第3号議案の諮問文 朗読)
次に、第4号議案、資料11ページをご覧ください。
知事からの協議文が届いていますので、朗読いたします。
(第4号議案の協議文 朗読)
- 事務局 それでは、漁業振興課から説明をお願いします。
- 市山課長補佐 (資料説明)
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 熊川会長 ただいま、第3号議案と第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 熊川会長 本議案（第4号議案）については、各海区組合長会の会長会の了解をいただいたということか。
- 市山課長補佐 県計画（長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」について（第8管理期間））の基本的な骨格を説明し、了解をいただいたというものである。

草野委員 第7管理期間においては、漁獲が積み上がり採捕停止になったけれども、もともと国の方針として漁獲枠をオーバーしたところは次年度から差っ引くとのことになっているが、県内において海区ごとのオーバーについてはどのように考えているのか。過去に生月がオーバーした時にそのような対応がとられる予定であったが、実際には融通によって無くなつた経緯もある。その点について教えていただきたい。

市山課長補佐 超過量が発生した場合の罰則については、先ほど一部ご説明させていただいたが、超過が確定した場合は、県計画の第3の5に規定があり、こちらに基づいて対処することとなる。まずは今回の急激な積み上がりの状況や県の管理体制を含む超過の発生原因を検証する必要があるが、いずれにしても超過量が発生した場合は先ほど申し述べた規定に基づき対処することになる。それから、過去の超過については草野委員がおっしゃられたとおり、TAC管理が始まる前の第2管理期間（平成28年7月から平成29年6月）においてであるが、このときは長崎県の目標数量という設定であり、目標数量645.2tに対して694.3tとなり49tほどの超過となった。こちらについては国のルールに基づき、五島と県北で超過についての処理が翌期に行われた。

草野委員 オリンピック方式ですけれども、今年急激に水揚げが上がり、足りなくなつたということで超過した分を残枠から差っ引かれたわけですけれども。そのオリンピック方式で超過になつたことそのものが不思議である。というのは、オリンピック期間中の水揚げ量については多くても1日10tくらいであったのに、最終日に17t以上の水揚げがあった。それも2日間にわたって水揚げがされているという変な水揚げ状況であった。その点は県の管理指導がまづかったのではないかと思う。資源管理における県の指導が。急激に最終日に積みあがつたのはおかしいと思う。そういう指導がきちんとされていなかつたせいで、最終的に100%を超えてしまつた。県の管理も十分ではなかつたと思う。そのことが眞面目に数量管理に取り組んでいる漁業者にしわ寄せが来た。現実問題として、自分たちの漁協の枠は残つているのに、全体枠がないから採捕停止命令が出たという不満が出ている。そのことについて、説明してほしい。

市山課長補佐 オリンピック方式は各海区色々な思惑がある中で、それぞれの海区間で合意形成が図られる中で、1月31日時点の残枠が15%以上ある場合について、その7割を県が回収し、共同管理という枠の中でオリンピック方式（枠内先取り方式）が行われているところである。共同管理になるからこそ

日々の報告が大事となる。それまでの通常期は月次報告や週次報告というものの基本から、毎日報告に替えて、日々の水揚げを把握して漁獲管理に臨んできた。特に2月後半に入って漁獲のトレンドが伸びてきて、オリンピックを終了する時期を事前に検討していた。287tの枠に対して大体240tのところで止めるよう想定していた。基本、オリンピックのルールとして終了の前々日の16時までに各漁協に対して通知するということが県計画ではないが内規の決まり事としてあり、前々日の16時ということを踏まえると、240tくらいで止めないといけないと想定していたが、集計に手間取ってしまい、結果的に240tを超えた翌日に通知することになった。その後、オリンピック期間最後の2日間でそれまで10t前後であった数量が速報値でそれぞれ25tを超える漁獲があった。23日まではまだオリンピック枠を超えていなかつたが、オリンピックの終了日である24日に一気に超えてしまい超過に至った。

この点につきましても、まずもってオリンピックの今後のやり方、止めるタイミングを見極め、どのように止めるのか、一方では、緊急的に止める必要があれば、県計画に基づいて翌日にでもオリンピックを止めなければならぬとも考えている。そういう点も今回の反省点として、来期以降にオリンピックを行う場合については、オリンピック枠を超過することが二度と起きないようにルールを再整理して望んでまいりたいと思っている。

草野委員

そこで、そういう議論をするということであれば、現場の意見を聞く機会を作るのはどうか教えてほしい。オリンピック方式の検討会があるということであったが、現場の意見を聞く余地があるのかどうか。

市山課長補佐

まずは自分たちの方で検討をまず進める。並行して、皆様のご意見等を踏まえながら判断していくことになる。

吉村委員

大体オリンピック方式で各海区の残枠の7割を持ち出して実施することであるが、オリンピック方式で漁獲枠を超過したのがまずい。超過がなければ、オリンピック終了時点で、90数%で漁獲を止める漁協や漁協の残枠あり数トン漁獲できる漁協もあった。しかし、オリンピック終了後、県全体で見たら採捕を止めないといけない状況であった。オリンピック方式が終了し一度操業を止めたけれども、まだ漁協の漁獲枠が残っているから漁獲してもいいんじゃないかとの話が出て、次の日から出漁したもの漁協の残枠が4tも残っているのに400kgくらいしか獲っていないのに、またもう獲つたらいけないという止めが入った。そのため、漁民を馬鹿にしているのかとの不満が漁協に来た。なぜそういう風になつたのか検証を行つ

てほしい。草野委員も言っているように、変えていくべきところがあるのであれば、漁民の意見も含めてほしい。

草野委員

いまさら言っても過去のことであるが、もともとヨコワは南下するので、海区で漁獲時期がずれる。曳き縄については、沖合まで行けば釣れる時期もあるが、定置は違う。定置は水温が上がってこないと獲れない。オリンピックが終わった時期に入ってくる。そういう格差も実際あり、私はオリンピック方式に強硬に反対したが、県全体の考えだからということで渋々合意した経緯がある。オリンピックの恩恵も受けているけれども、やはり今年のようなことがあれば、見直すところは見直すべきである。もともと対馬がもっと獲りたいというところがオリンピック方式のスタートである。それで、なるべく早く釣りたいということで2月1日からになった。五島海区では遅い時期が良いからということで2月の半ばから行ってほしいと要望していたが、結果的には2月1日からとなった。そのあたりの経緯を承知していないと思ったので、私から余談で説明させていただいた。そういうこともあるので見直すべきところがあるなら見直すで、現場の意見を聞きながらやっていただきたい。

事務局長

漁業振興課の市山補佐におかれましては、水産部に持ち帰り、この声をしっかりと伝えていただきまして、検証の上、このようなことが起こらないよう対策をお願いしたいので、よろしくお願ひします。

吉村委員

今回の第7管理期間の超過分については、大型魚については県北海区では200%を超える超過、五島海区も超過があるが、壱岐の勝本の大久保組合長から漁獲枠を五島海区に30t融通していただいたのはありがたかった。私からも大久保組合長にはお礼を伝えた。たびたび分けてくれとは言いづらいが、お礼も含めて一言言わせていただいた。

有川町漁業
協同組合委員

オリンピック期間中の漁獲報告の確定日についてであるが、14時までの報告となっているが、販売時に差が生じると思う。報告したどおりの数量ではなく、販売した時の数量が正しい数値であると思うが、その差はどうなるのか。水揚げして売ったときに数量が確定すると思うが、その差の整理はどうなっているのか。

事務局

オリンピック時のFAX報告か。

有川町漁業
協同組合委員

大型、小型の定期（集計データ）報告である。

事務局 そういう組合は多くあり、そのような状況となった場合は、後から修正いただいている状況である。

市山課長補佐 そのように数量が固まったところで修正が入ってくる場合もある。

事務局 基本的にオリンピックや消化率があがってきたとき以外は、つまり何も起こっていないときは毎月報告、消化率が上がってきたら毎週報告と徐々にレベルを上げていく。その時に極力確定という数字で報告いただくが、もしその後先ほど言われたような誤差が発生し増減した場合は、修正を出していただいている。修正時には電話連絡で理由を聞いている状況である。

市山課長補佐 最終的に固まった数字がオフィシャルになるということであれば、それはもう事後の修正として受けている実態がある。それが、オフィシャルなものになるので。ただ、オリンピックというのは、その時その時で瞬時に判断しなければならないので、オリンピック期間中は14時までの荷受けというものを基本にしてそこまでの情報をもって止めることが基本とすべきと考えている。

有川町漁業
協同組合委員 それはそれでしようけど、はつきり言えば絶対毎回報告通りの数量ではないと思う。実際は増えたり、減ったりしていると思う。その辺を考えるのであれば、数値が確定するまでに時間がかかるので、早めに止めないと数量がオーバーする期間があると思う。常に数量オーバーの可能性があるので、その辺も再検討してほしい。私の考えでは、現在の14時までに報告してくださいではなく、最終的にはその辺の差は漁協に任せるというか修正をしてくださいというのもあると思うが、それは強制的に早くその辺も見込んで数量を出すのであれば、そこはきちんと指摘していかないと、アバウトな数字でしか確定していないことになると思う。その辺は今後、よく検討すべきである。

市山課長補佐 オリンピックについては、14時の荷受け時の数量でまずは固めてしまうことが肝要と考えている。それが市場の計量で端数が変わることはあると思うが、それについては基本的に減ることはあっても増えることはない数字であると思うので、事後の修正は問題ないと思う。しかし、後々これが足りませんでした、これが足りませんでしたと後日、数量が大幅に滑り込まれて報告されてくるのは問題と思っている。

熊川会長 協議会に切り替えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
熊川会長	委員会を一旦休会し、協議会に切り替えます。
【協議会：10時42分から10時44分まで】	
熊川会長	委員会を再開します。
熊川会長	何れにしても県の方で、そういったことで迷惑をかけた件があつたのであれば、反省も含めて、見直しも含め、そして現場の意見も聞きながら対応していただきたい。今後、そのようなことがないようにお願いしたいという各委員からの意見だと思います。
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案と第4号議案のうち、まず、第3号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第3号議案を終了します。
熊川会長	続きまして、第4号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

- 熊川会長 ご異議もないようですので、
第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4
の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）につきまして、原案
どおりとして差し支えない旨、回答することに決定します。
以上で、第4号議案を終了します。
- 熊川会長 次に、第5号議案 長崎県資源管理指針の変更について を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 お手元の資料の53ページをご覧下さい。県知事から意見照会文書が届
いていますので、朗読させていただきます。
(意見照会文書朗読)
(資料説明)
- 事務局 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 熊川会長 ただいま、第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問
等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 各委員 (意見、質問等なし)
- 熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第5号議案 長崎県資源管理
指針の変更につきまして、採決に入ります。
- 熊川会長 第5号議案 長崎県資源管理指針の変更について は、原案どおり変更
して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 熊川会長 ご異議もないようですので、第5号議案 長崎県資源管理指針の変更に
ついて は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定しま
す。
以上で、第5号議案を終了します。
- 熊川会長 続いて、第6号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について
を上程します。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 お手元の資料の 118 ページをご覧下さい。五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について ご説明させていただきます。
- (資料説明) 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 熊川会長 ただいま、第 6 号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 各委員 (意見、質問等なし)
- 熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第 6 号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正につきまして、採決に入ります。
- 熊川会長 第 6 号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について は、原案どおり委員会指示を一部改正することにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 熊川会長 ご異議もないようですので、第 6 号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について は、原案どおり一部改正することに決定します。
以上で、第 6 号議案を終了します。
- 熊川会長 これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
- 草野委員 第 8 管理期間において、国のクロマグロの大型魚の漁獲枠が 15 % 増えることであるが、現実として長崎県に対しての増加は何% くらいか。
- 市山課長補佐 長崎県に対しては 10 % ほどの増加である。残りの 5 % については、小型魚の漁獲枠を増やすために調整されて減っている。大型魚の漁獲枠を小型魚に交換することはできない。小型魚を大型魚に交換することは調整できる。大型魚の漁獲枠を大中型まき網漁業に持っていくなど、言葉で説明するのは難しいが、小型魚と大型魚の漁獲枠の最終的な調整が行われて、このような数値となっている。
- 熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

- 事務局 次回の開催予定は、5月中旬の見込みです。
主な議案は、今年9月の免許に向けた五島海区漁場計画（案）について
(質問) を予定しています。
- 熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
- 各委員 (質問、意見等なし)
- 熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会
を終了します。
お忙しい中のご出席、ありがとうございました。